

公認会計士という職業

専修大学

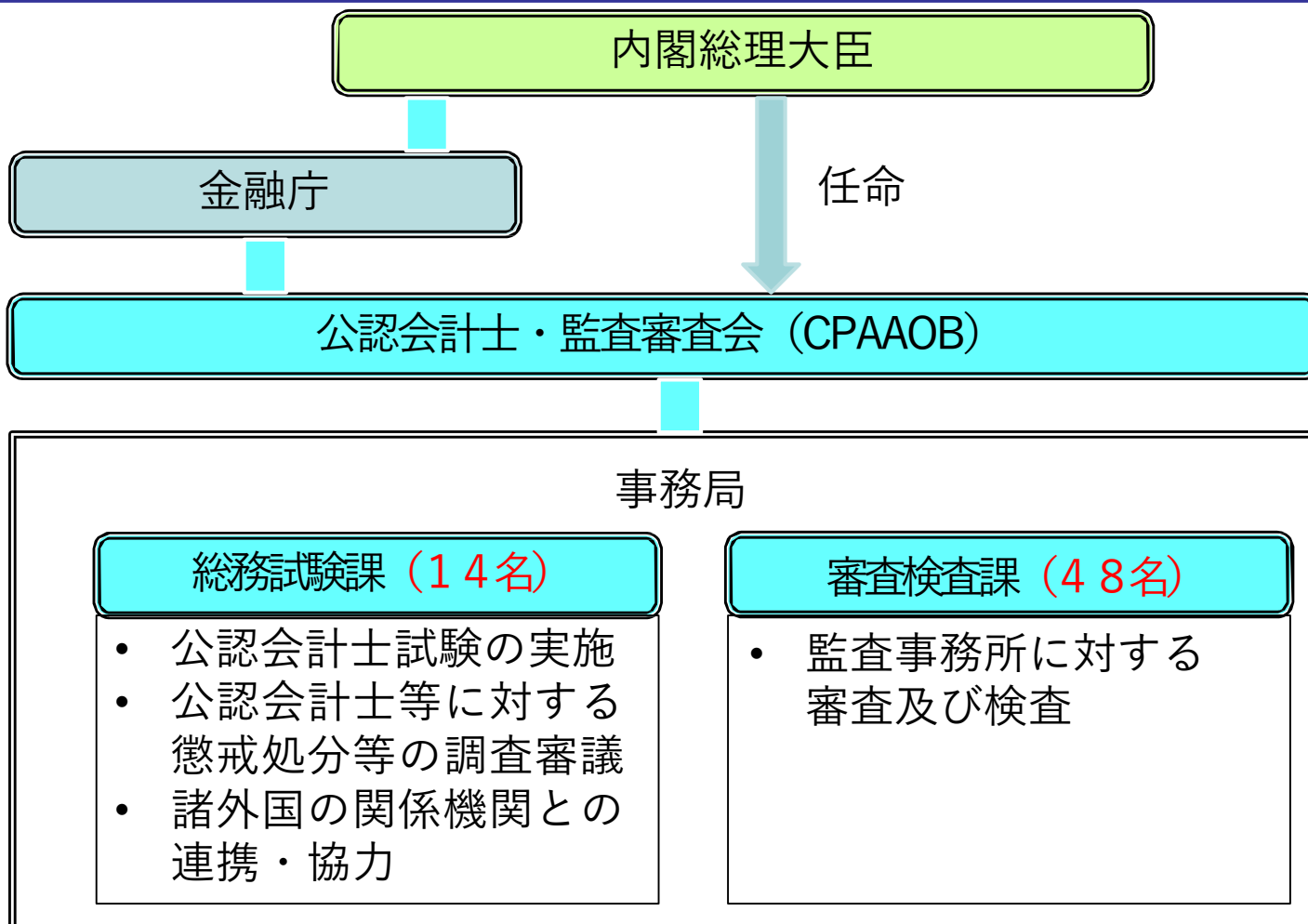
公認会計士・監査審査会

常勤委員 蟹江 章

Contents

1. 公認会計士制度について
2. 公認会計士監査制度について
3. 財務諸表監査について
4. 公認会計士試験について
5. 公認会計士という職業について

公認会計士・監査審査会について



(人員数は令和5年度末の定員)

1. 公認会計士制度について

公認会計士制度

- 公認会計士法 制定(1948年7月6日)
 - 公認会計士の使命(公認会計士法第1条)
 - 監査及び会計の専門家として、独立した立場で財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保すること
- ⇒

投資者・債権者を保護すること
国民経済の健全な発展に寄与すること

「公益」
への貢献
- 公認会計士の職責(公認会計士法第1条の2)
 - 品位の保持
 - 知識・技能の修得
 - 独立した立場で公正かつ誠実な業務の実施

公認会計士制度

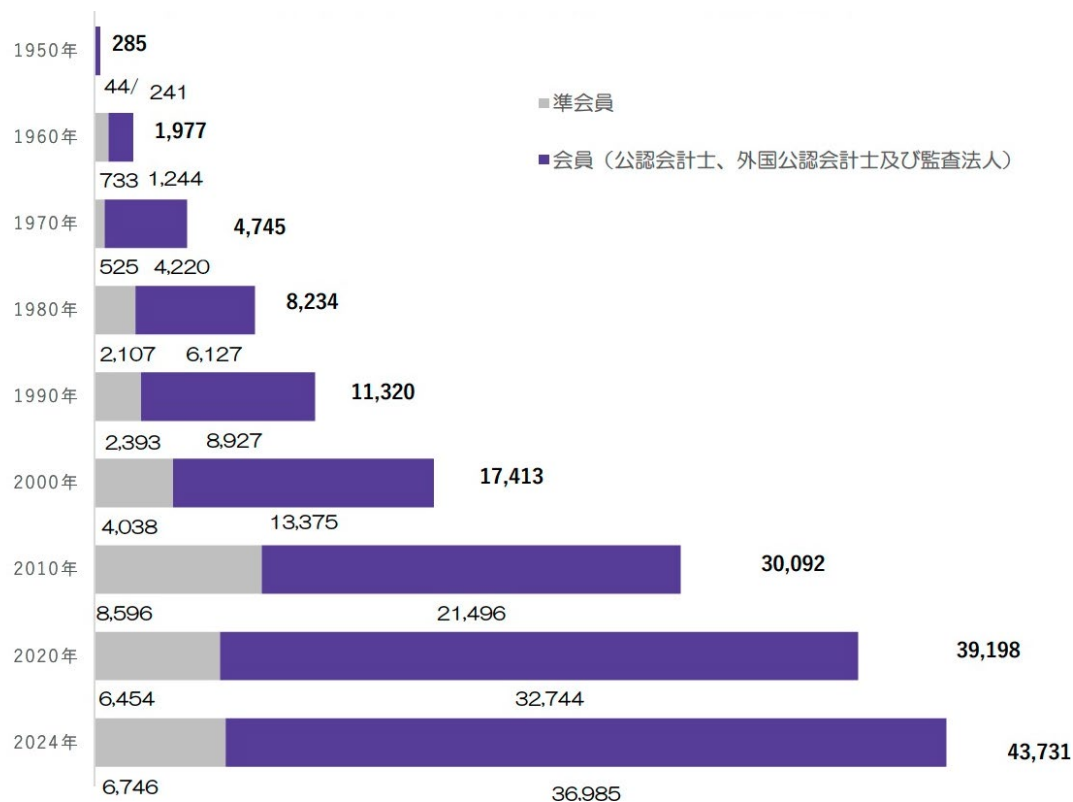
- 公認会計士の業務(公認会計士法第2条)
 - 監査証明業務(第1項)
 - 報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行うこと
 - 公認会計士の(有償)独占業務
 - 非監査証明業務(第2項)
 - 公認会計士の名称を用いて、報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談に応じること
 - 公認会計士という名称の独占的使用
- 他の公認会計士又は監査法人の補助者として監査証明業務に従事すること(第3項)

公認会計士制度

- 公認会計士の資格
 - 公認会計士試験に合格
 - 業務補助等の期間が3年以上
 - 公認会計士の監査又は証明業務を補助した期間
 - 財務に関する監査、分析等に從事した期間
 - 実務補習の修了(修了考査合格)
 - 内閣総理大臣による実務補習修了の確認

公認会計士制度

- 日本公認会計士協会会員数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250121.pdf>)

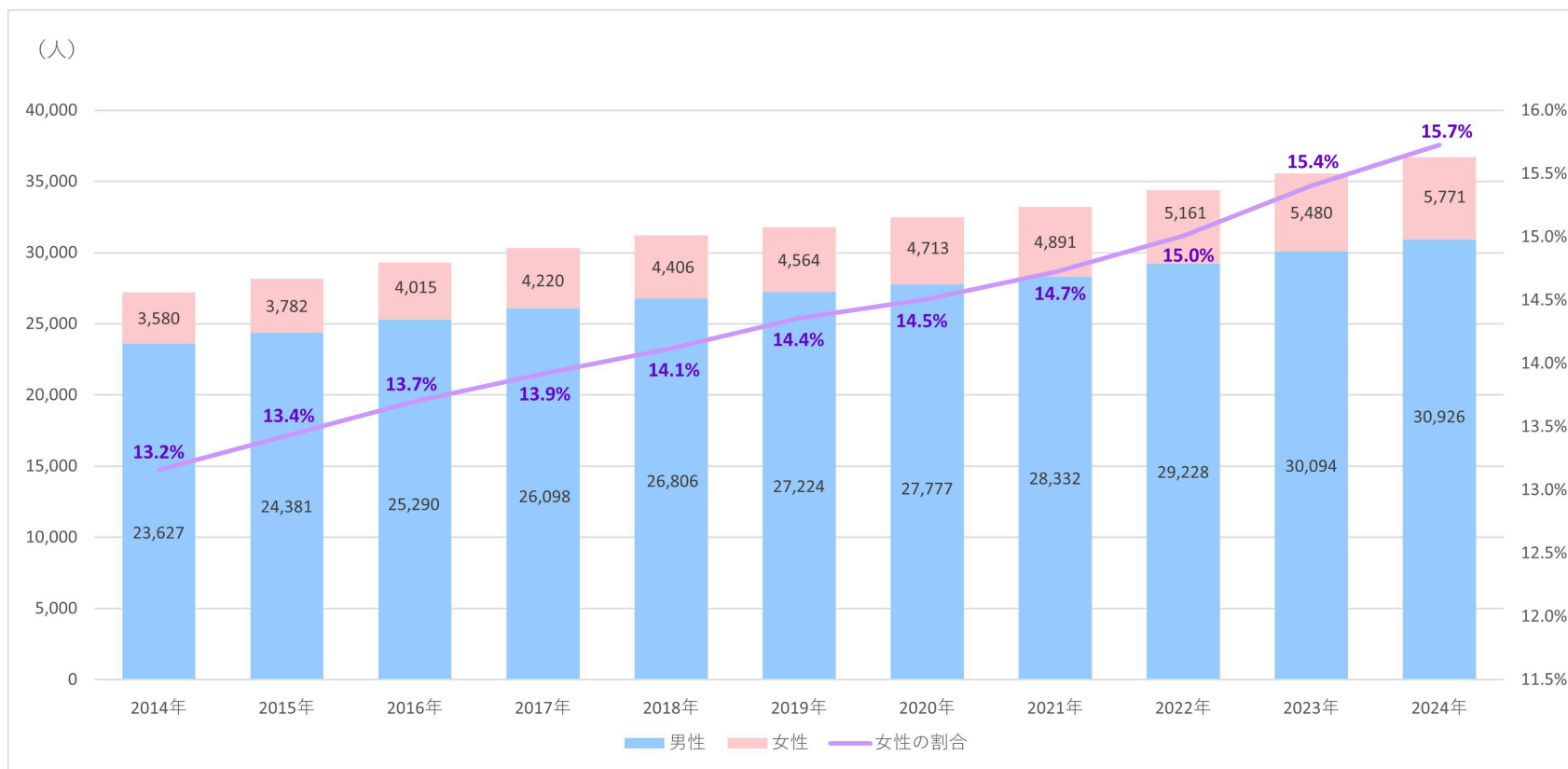
公認会計士制度

- 日本公認会計士協会の地域会別会員数(2025年5月31日時点)

種 別 地域会	会 員				準 会 員						合 計	未入会 会計士 補
	公認 会計士	外国公認 会計士	監査 法人	計	一号 準会員	二号 準会員	三号 準会員	四号 準会員	五号 準会員	計		
北 海 道	423	0	6	429	0	2	0	59	-	61	490	3
東 北	461	0	4	465	0	3	0	62	-	65	530	3
埼 玉	920	0	0	920	4	29	0	120	-	153	1,073	21
千 葉	890	1	1	892	2	31	0	87	-	120	1,012	16
東 京	21,673	0	186	21,859	31	251	0	4,873	-	5,155	27,014	173
神奈川県	1,792	0	3	1,795	5	38	0	230	-	273	2,068	39
東 海	2,346	0	16	2,362	4	32	0	434	-	470	2,832	23
北 陸	318	0	1	319	0	3	0	41	-	44	363	1
京 滋	772	0	9	781	6	6	0	147	-	159	940	13
近 畿	4,088	0	44	4,132	10	28	0	963	-	1,001	5,133	47
兵 庫	901	0	2	903	6	17	0	116	-	139	1,042	10
中 国	507	0	5	512	2	8	0	73	-	83	595	4
四 国	256	0	6	262	1	1	0	24	-	26	288	4
北部九州	926	0	9	935	0	11	0	190	-	201	1,136	11
南 九 州	238	0	3	241	0	4	0	16	-	20	261	4
沖 縄	102	0	1	103	0	2	0	4	-	6	109	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	174	174	174	-
合 計	36,613	1	296	36,910	71	466	0	7,439	174	8,150	45,060	373

公認会計士制度

- 日本公認会計士協会会員の男女別人数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/#anchor-01)

公認会計士制度

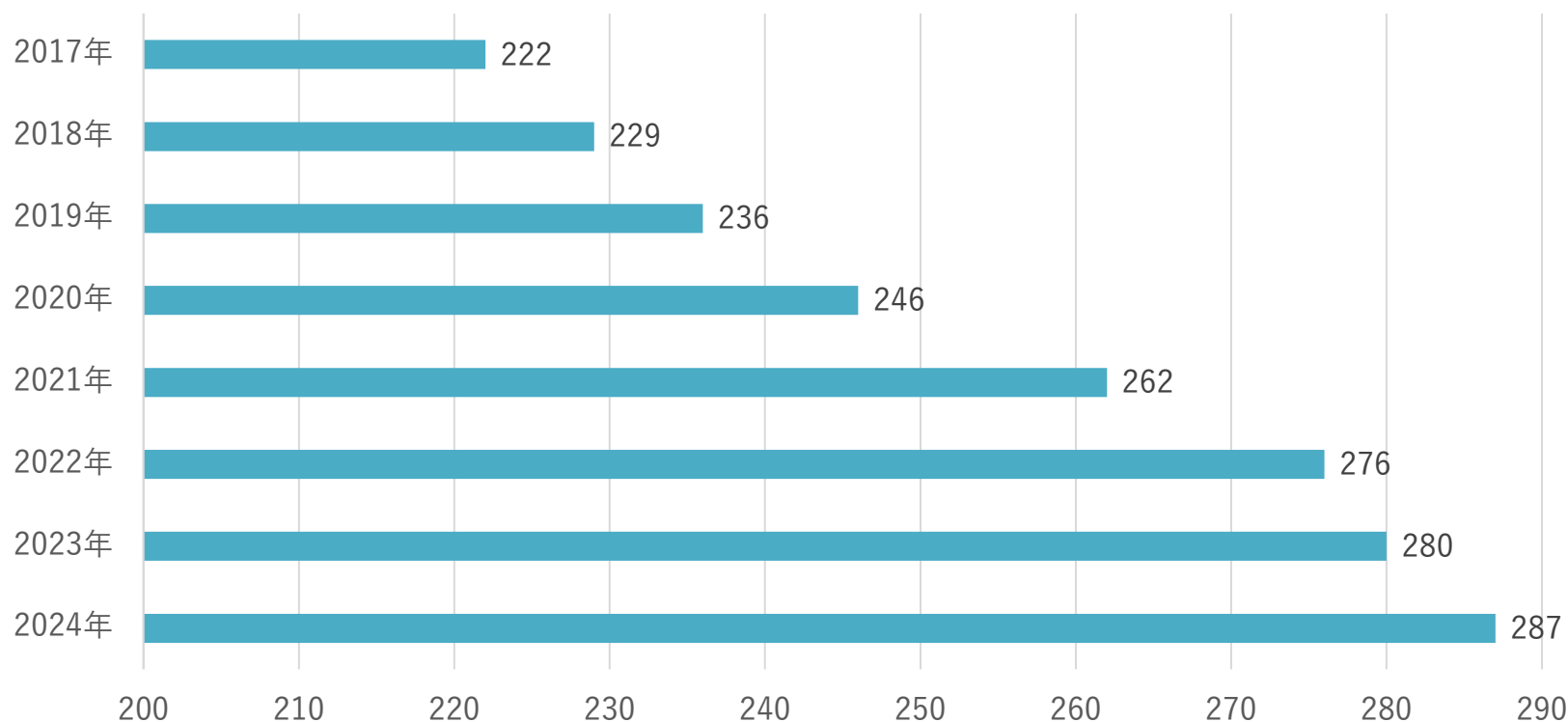
- 監査法人
 - 1966年の公認会計士法改正により創設
 - 1964～65年に発生した不正会計事件
 - 個人会計事務所による独立性確保の困難性
→ 監査の失敗(虚偽証明事例)
 - 監査証明業務の組織的实施

公認会計士制度

- 監査法人
 - 監査証明業務を行うことを目的として、公認会計士法に基づき公認会計士が共同して設立した法人
 - 公認会計士である社員(出資者)が5人以上
 - 公認会計士ではない社員を一定数含むことができる
 - 296法人(2025年5月31日時点)
 - 登録上場会社等監査人 125法人(2025年5月20日時点)

公認会計士制度

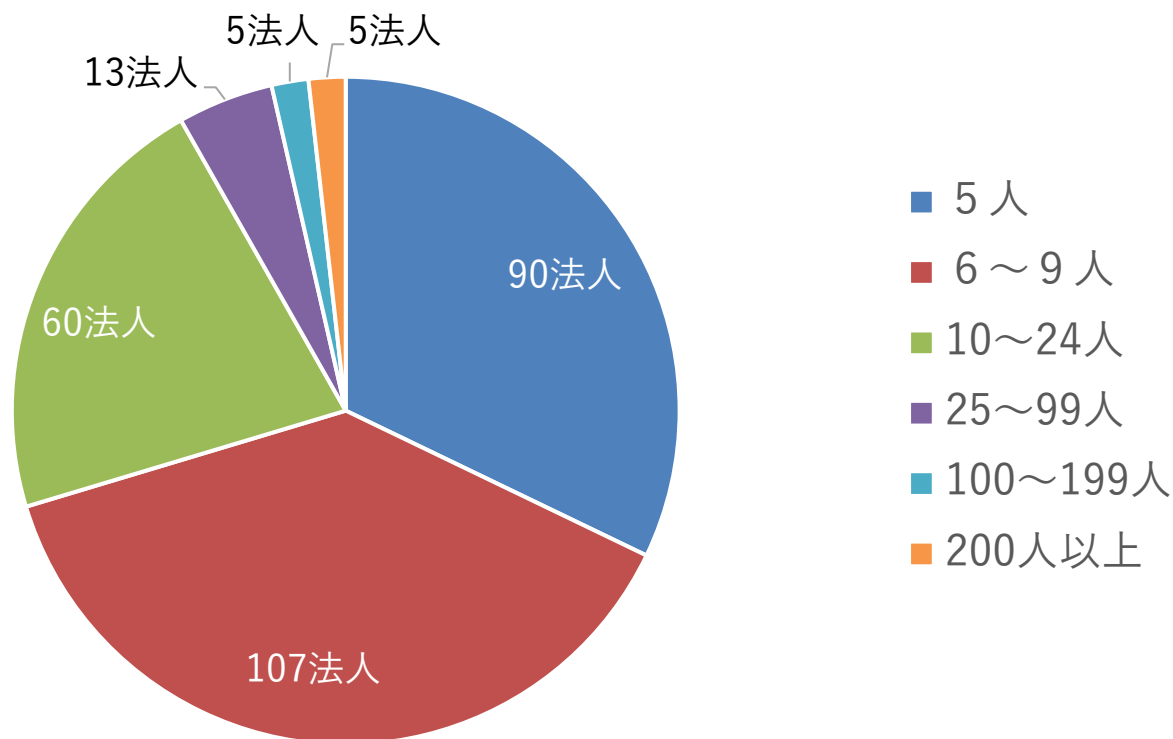
- 監査法人数の推移



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版及び令和6年版など）に基づき作成

公認会計士制度

- 所属常勤公認会計士数別の監査法人数(令和5年度)



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和6年版）に基づき作成

2. 公認会計士監査制度について

公認会計士監査制度

- 公認会計士監査制度導入のプロセス
 - 1948(昭和23)年 証券取引法 施行
 - 1948(昭和23)年 公認会計士法 制定
 - 1949(昭和24)年 企業会計原則 設定
 - 1950(昭和25)年 監査基準・監査実施準則 設定
- 公認会計士監査の実施に対する阻害要因
 - 日本にはアメリカのような公認会計士監査の土壌がない
 - 公認会計士の人数が不足していた
 - 公認会計士が財務諸表監査を実施したことがなくスキルがない
 - 会社が外部監査を受けたことがない
 - 財務諸表監査の前提となる内部統制が整備されていない

公認会計士監査制度

- 5年間にわたる準備期間を経て漸進的に導入
 - 会計制度監査

初度監査(1951年7月～)	会計制度の整備状況
次年度監査(1952年1月～)	会計制度の運用状況
第三次監査(1952年7月～)	内部監査制度の確立
第四次監査(1953年1月～)	正常監査(会計制度の運用及び重要な貸借対照表項目の監査)
第五次監査(1955年1月～)	重要な監査項目を逐次追加

- 1957年1月1日以降に始まる事業年度から正規の財務諸表監査を実施

公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づく監査
- 会社法に基づく監査
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄付行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査 など

公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づくディスクロージャー(第24条)
 - 上場有価証券等の発行者である会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、「有価証券報告書」を、事業年度経過後3月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

公認会計士監査制度

- 金商品取引法に基づく財務諸表監査(第193条の2第1項)
 - 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

公認会計士監査制度

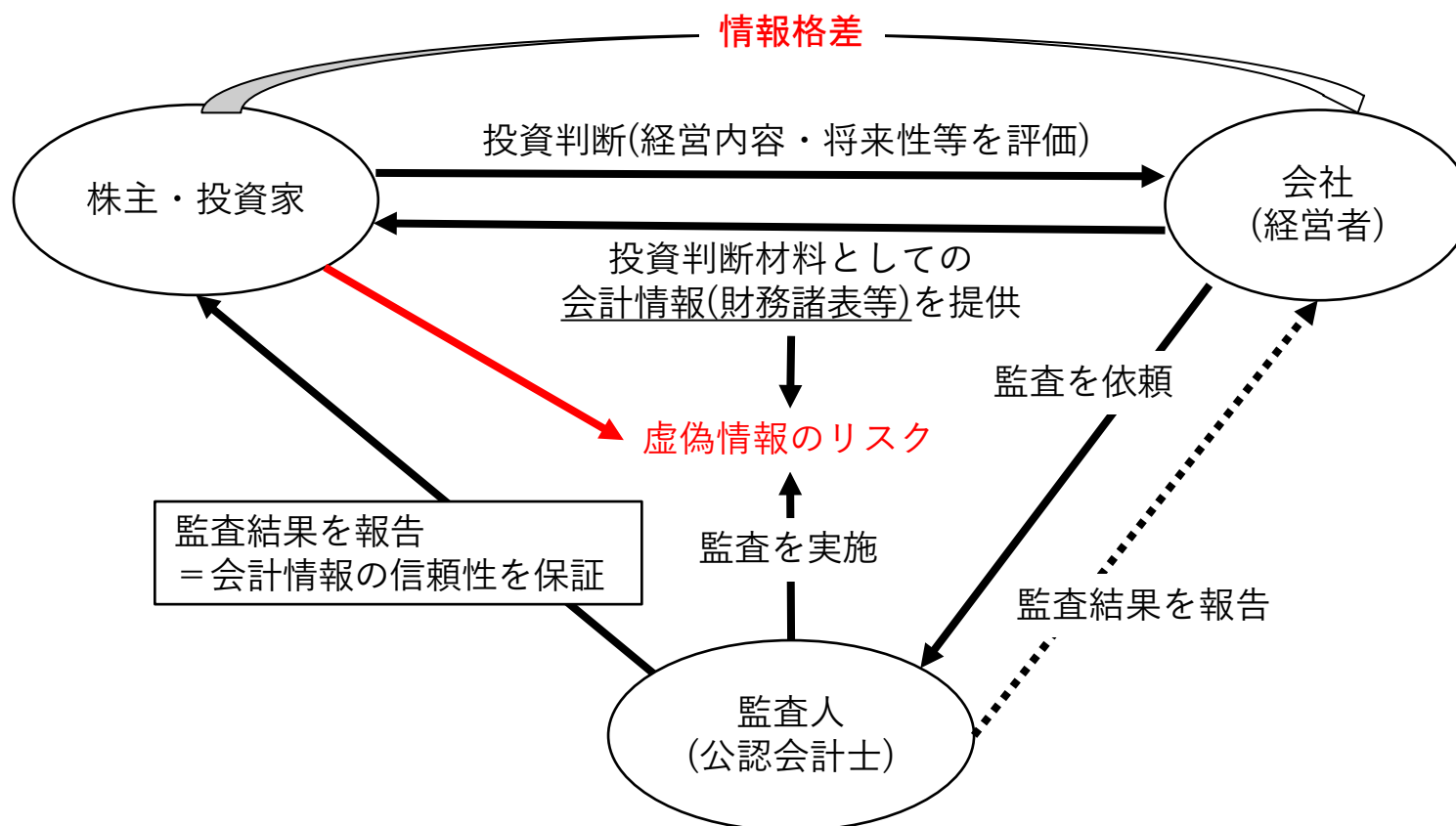
- 会社法に基づく計算書類等の作成(第435条第2項)
 - 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 連結計算書類の作成(第444条第3項)
 - 事業年度の末日において大会社であって金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

公認会計士監査制度

- 会社法に基づく会計監査人監査
 - 会計監査人設置会社では、計算書類及びその附属明細書は監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならない(第436条第2項)
 - 連結計算書類は、監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならない(第444条第4項)
 - 監査役等
監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会のいずれか

公認会計士監査制度

- 公認会計士監査の基本構造



公認会計士監査制度

- 公認会計士監査の基本構造
 - 投資家は投資に当たって会社の経営内容や将来性等を評価する
 - 会社は投資を勧誘するために、投資家に投資判断材料を提供する
 - 投資家と会社の間には情報格差がある
 - 投資家は虚偽情報のリスク(情報リスク)を負う
 - 投資家は会社に情報リスクプレミアムを要求する
 - 会社にとっては資金調達コストが高くなる
 - 会社は監査コストと情報リスクプレミアムを比較する
 - 会社は監査コストの方が低ければ監査を実施する
 - 会社は独立した第三者である公認会計士に監査を依頼する
 - 監査人は監査を実施しその結果を会社と投資家に報告する
 - 投資家に対して会計情報の信頼性を保証する

3. 財務諸表監査について

財務諸表監査

- 監査とは、経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。

(アメリカ会計学会『基礎的監査概念』 ASOBAC, 1972年による定義)

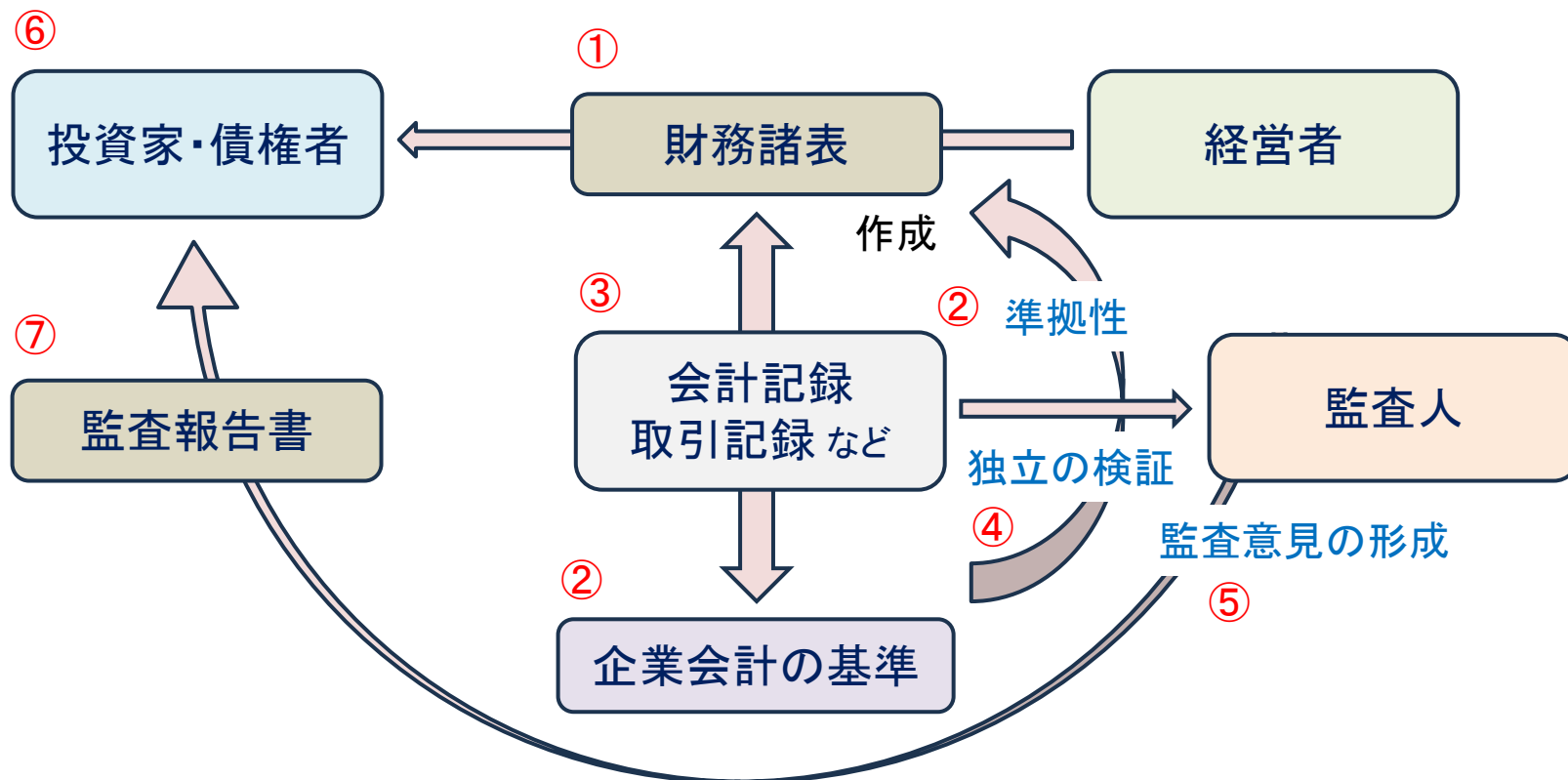
財務諸表監査

- 財務諸表監査
 - ① 経済活動や経済事象についての主張：財務諸表
 - ② 確立された規準との合致：企業会計の基準への準拠
 - ③ 主張に関する証拠：会計記録，取引記録，現物など
 - ④ 客観的に収集・評価：独立した立場での検証
 - ⑤ 結果：監査意見
 - ⑥ 利害関係をもつ利用者：投資家，債権者
 - ⑦ 伝達：監査報告書の作成・提出
 - ⑧ 体系的な過程：一連のプロセス

財務諸表監査

⑧

財務諸表監査のプロセス



財務諸表監査

- 監査の目的(監査基準 第一)
 - 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。
 - 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

財務諸表監査

- 監査リスク・アプローチの構造
 - 監査リスクを目標水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価してその大きさに基づいて発見リスクの水準を決定し、その水準を達成できる監査手続を計画して実施する監査アプローチ
 - 監査リスク：監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を見逃して誤った監査意見を表明する確率
 - 重要な虚偽表示リスク：財務諸表に重要な虚偽表示が含まれる確率
 - 発見リスク：監査人が監査手続を実施しても重要な虚偽表示を発見し損なう確率
 - 監査リスク = 重要な虚偽表示リスク × 発見リスク
→ 発見リスク = 監査リスク / 重要な虚偽表示リスク

財務諸表監査

- 監査リスク・アプローチの考え方
 - 重要な虚偽表示リスクの大きい項目には多くの監査資源を投入し、小さい項目では監査資源を節約する
 - 監査資源の効率的・戦略的な配分により効果的な監査を実現する
 - 発見リスク = 監査リスク / 重要な虚偽表示リスク
 - 監査リスクは一定(監査人にとっては所与の達成すべき目標)
 - ① 重要な虚偽表示リスクが大きい
 - 発見リスクを小さくしなければならない
 - 多くの監査資源を投入して **厳格な監査手続**を実施する
 - ② 重要な虚偽表示リスクが小さい
 - 発見リスクを大きく設定することができる
 - **比較的簡便な監査手続**で目標を達成できる

財務諸表監査

- 監査手続
 - リスク評価手続
 - 財務諸表全体及び財務諸表項目の重要な虚偽表示リスクを識別・評価するための監査手続
 - リスク対応手続
 - 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、評価した財務諸表項目の重要な虚偽表示リスクに対応するように実施する監査手続
 - 運用評価手続：財務諸表項目の重要な虚偽表示を防止・発見・是正する内部統制の有効性を評価するための監査手続
 - 実証手続：財務諸表項目の重要な虚偽表示を見逃さないように実施する監査手続

財務諸表監査

- 監査意見
 - 適正性に関する意見
 - 経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて表明される意見
 - 準拠性に関する意見
 - 作成された財務諸表が、全ての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて表明される意見

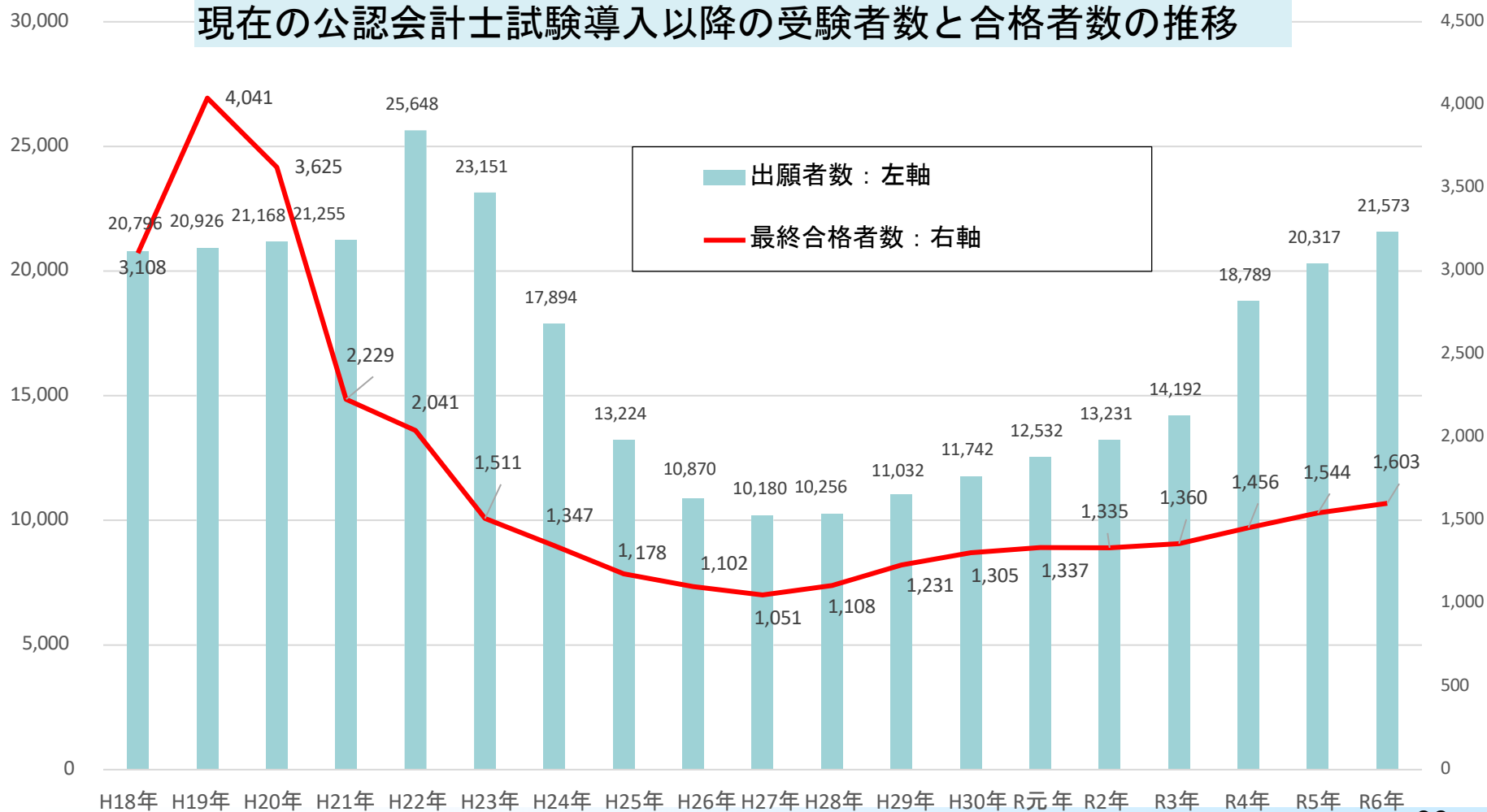
4. 公認会計士試験について

公認会計士試験

- 短答式試験と論文式試験
 - 短答式試験
 - 年 2 回実施(第 1 回：前年の12月 第 2 回：5月)
 - マークシート方式
 - 論文式試験
 - 年 1 回実施(8月)
 - 論述方式

公認会計士試験

現在の公認会計士試験導入以降の受験者数と合格者数の推移



公認会計士試験

➤ 短答式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験

• 財務会計論	試験時間	150分	配点	200点
• 管理会計論		75分		100点
• 監査論		50分		100点
• 企業法		50分		100点

➤ 会計専門職大学院の修了者は企業法を除く 3 科目免除

➤ 短答式試験の合格者は論文式試験を最大 3 回受験可能

公認会計士試験

➤ 論文式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに関し評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験

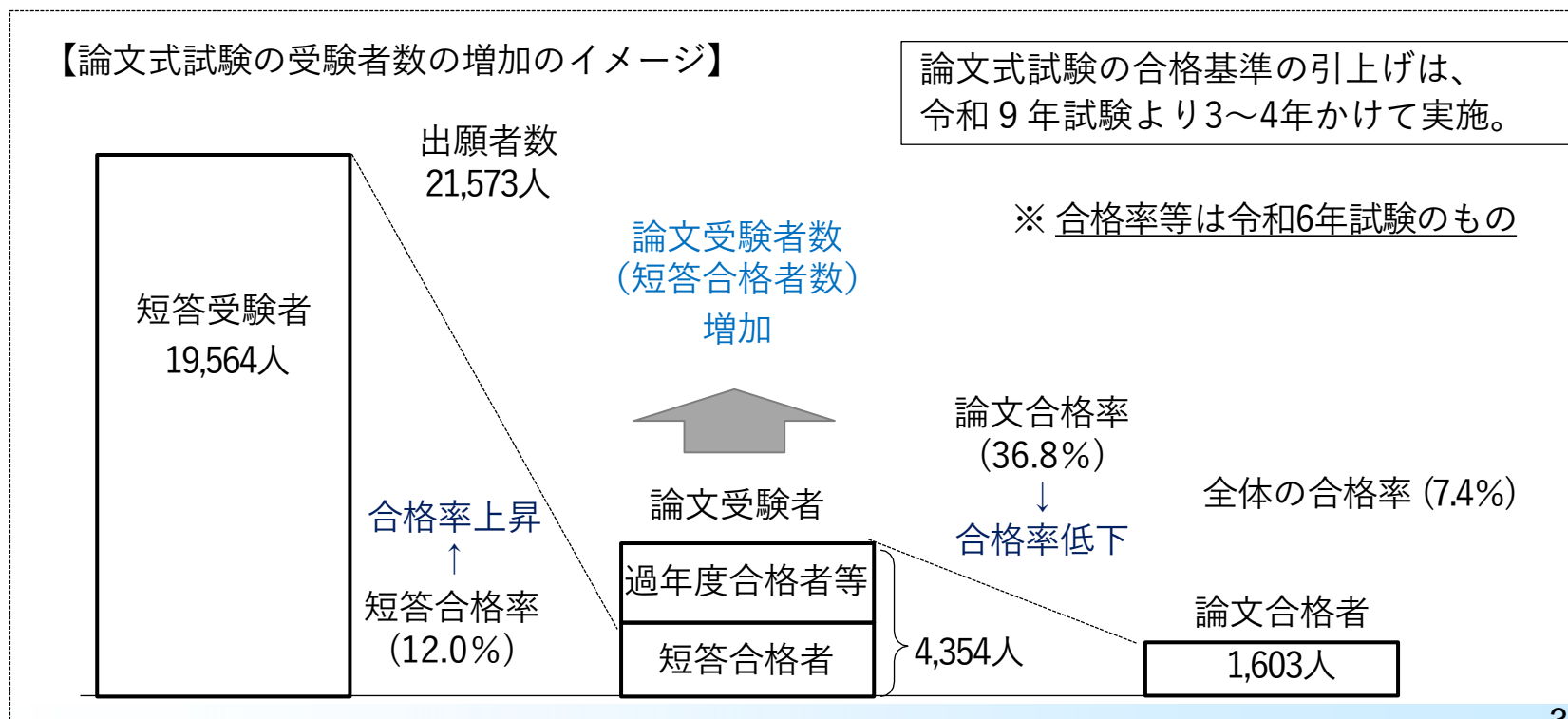
• 会計学（財務会計論・管理会計論）	試験時間 300分	配点 300点
• 監査論	120分	100点
• 企業法	120分	100点
• 租税法	120分	100点
• 選択科目	120分	100点

経営学・経済学・民法・統計学から 1 科目を選択

公認会計士試験

より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験において適正な競争が行われるよう、**論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加**させる。

（⇒ 論文式試験の合格基準の水準を得点比率52%から54%に引き上げ。【令和9年試験より実施】）



公認会計士試験

(1) 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題【令和8年試験以降、随時対応】

- 短答式試験は、基本的な問題を幅広く出題する試験であり、難易度のバランスをとる必要。
(また、出題の難易度が変化すると、その時々の実際の合格基準も変化してしまう。)
- 論文式試験では、思考力や論述力等を確認するため、**一定の記述量を求める出題**が必要。
(採点負担も考慮しつつ、論理展開が必要となるような記述量の問題を出題する必要。)

(2) 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

- ・ 論文式試験の選択科目は、受験者の9割以上が経営学を選択しているが、多様な試験合格者が輩出されていくため、経営学以外の選択科目の受験者数が増えることは重要。
- ・ 受験者数が少ない科目では、標準偏差による得点換算では適切な能力判定ができない可能性があるため、**選択科目間の受験者の能力の適正な判定のための得点換算方法等**について検討が必要。

(3) 公認会計士の業務や求められる知識・能力の拡大に応じた出題

- IFRS適用企業の拡大、東証の英文開示の要請、グループ監査の強化など公認会計士の業務と英語の関わりも踏まえ、会計・監査の科目において**英語による出題**について検討が必要。
(参考：中小企業診断士試験では、1次試験の「経営法務」の科目で英語による出題がある。)
- 制度の導入状況等を踏まえ、サステナビリティ情報の開示・保証に関する出題について検討が必要。
- 監査実務でのITの活用状況等も踏まえ、ITの活用に関する出題について検討が必要。

5. 公認会計士という職業について

公認会計士の仕事

- 公認会計士の業務
 - 監査証明業務(独占業務)
 - 財務書類の監査又は証明(法定監査)
 - 非監査証明業務
 - 財務諸表の作成業務
 - コンサルティング業務
 - 監査証明業務以外の保証業務(合理的保証・限定的保証)
 - 税理士登録して税理士業務を実施

公認会計士の仕事

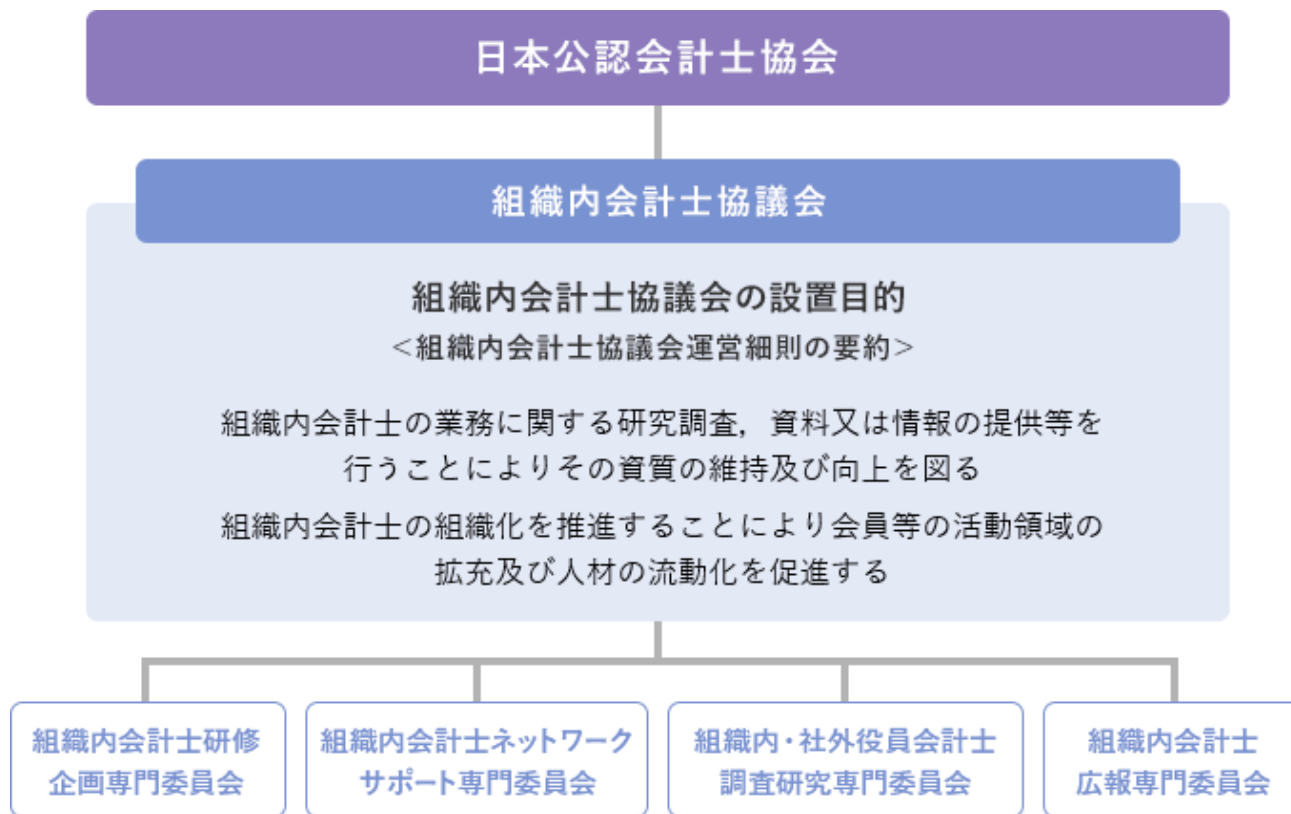
- 公認会計士の業務から敷衍して
 - 監査リスク・アプローチ
 - 確率思考
 - 「適正である」が意見のデフォルト
 - バイアスの認識

公認会計士の仕事

- 組織内会計士(Professional Accountants in Business : PAIB)
 - 日本公認会計士協会の会員及び準会員のうち会社及び、監査法人、税理士法人及びネットワークファーム等の法人を除くその他の法人又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している者
 - 上場企業 CFO
 - 経理部門
 - ベンチャー企業 CFO
 - 監査役 など

公認会計士の仕事

- 組織内会計士協議会



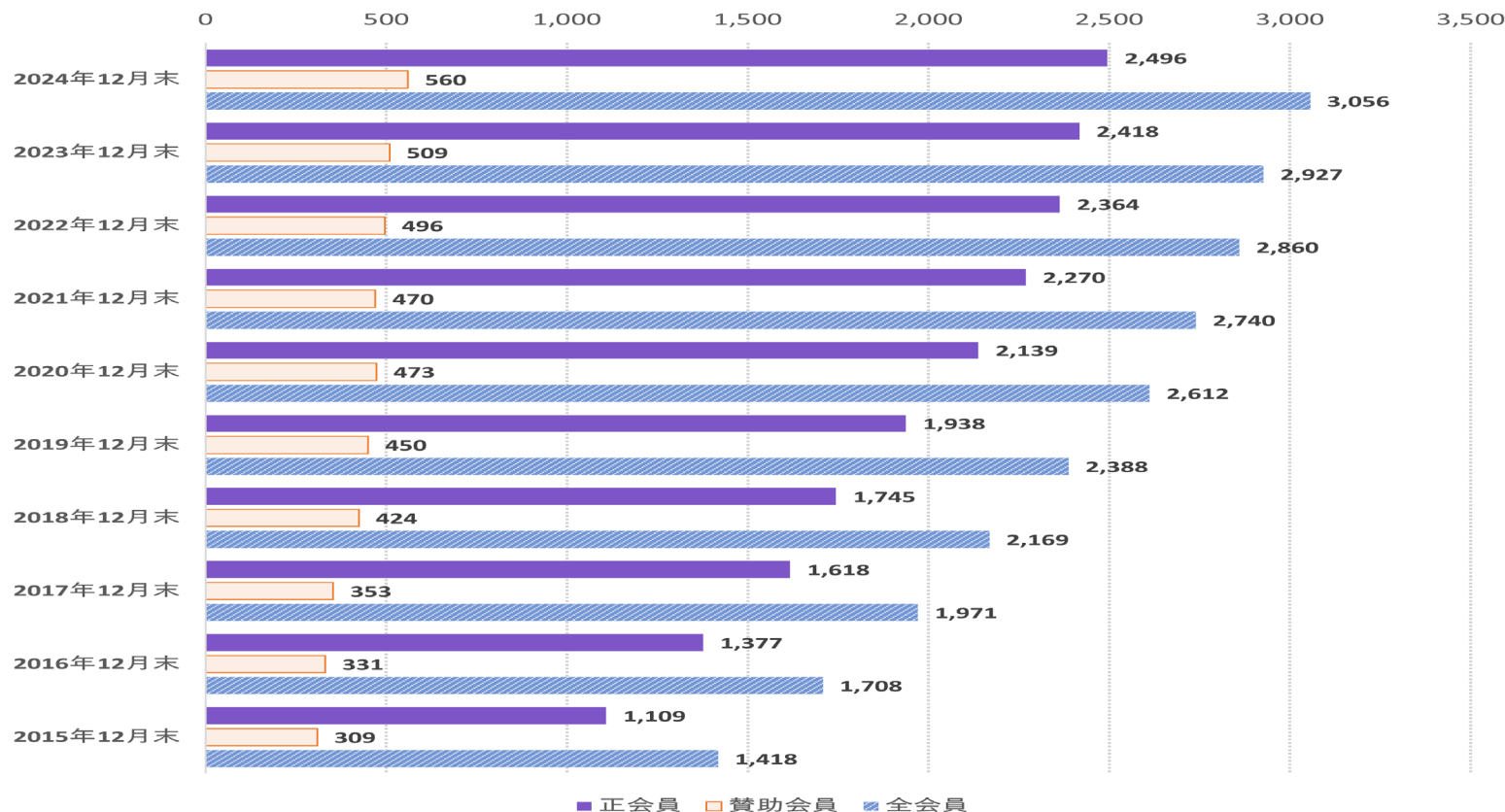
出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/business/paib/task.html>)

公認会計士の仕事

- 組織内会計士ネットワーク
 - 日本公認会計士協会は、組織内会計士をサポートするために、組織内会計士向けの施策・研修会等の情報提供のために「組織内会計士ネットワーク」を設置
 - 組織内会計士ネットワークとは、組織内会計士の組織化を目的として、「組織内会計士である会員・準会員」を「正会員」、「組織内会計士に関心のある会員・準会員」を「賛助会員」として構成するネットワーク

公認会計士の仕事

組織内会計士ネットワーク会員数の推移



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/business/paib/network.html>)

ご清聴ありがとうございました